教職員の業務改善のための取組

平成２９年１２月

函館市教育委員会

（令和３年３月改訂）

Ⅰ．はじめに

現在，学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し，学校現場が直面する課題も多種多様であり，教員は様々な教育課題に対応しています。

平成２８年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では，小学校で２３．４パーセント，中学校で４６．９パーセントの教員（主幹教諭・教諭）が週６０時間以上勤務しているという結果が出ており，本市においても同様の傾向があるものと認識しています。

そのため，函館市教育委員会では，函館市教育委員会と学校が取り組んでいく必要がある事項を整理し，平成２９年１２月に「教職員の業務改善のための取組」をとりまとめ，取り組んできており，一定の成果を収めているところです。

こうした中，文部科学省から，教員の勤務時間の上限のほか，勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進や学校および教員が担う業務の明確化・適正化に向けた取組の推進などが示され，教育委員会はもとより各学校においては，学校における働き方改革のさらなる推進に向けた実効性のある取組が求められています。

Ⅱ．取組の目標と期間

本取組に掲げる取組を，検証を行いながら着実に進めるため，次のとおり目標を設定し，取組期間は令和５年度（2023 年度）までとします。

教員の１日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を １か月で４５時間以内，１年間で３６０時間以内とする。

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても，１年間で７２０時間を超えないようにするとともに，１か月で４５時間を超える月は１年間に６月までとします。

※また，１か月では１００時間未満であるとともに，連続する複数月のそれぞれの期間について，月平均が８０時間を超えないようにします。

Ⅲ．本来担うべき業務に専念できる環境の整備

１　働き方改革手引「Road」の積極的な活用

・　本市の指定校の取組等を踏まえ作成された手引の内容を参考に，組織的に業務改善の取組を推進します。

２　専門スタッフ等の配置の促進

・　免許外教科担任の解消を図る非常勤講師の活用を推進します。
・　学習等をサポートする特別支援教育支援員や学生ボランティアの活用を推進します。
・　児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーやこころの相談員の活用を推進します。
・　特別な教育支援が必要と考えられる児童生徒等の支援を行う特別支援教育巡回指導員の活用を推進します。
・　様々な生徒指導上の課題等に対応するため，関係機関と連携して児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用を推進します。
・　学校図書館の環境整備や読書活動の充実を図る学校司書の活用を推進します。
・　学校図書館の環境整備や読書活動の充実を図る学校司書の配置を拡充します。
・　教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため，学習プリント等の印刷などを行い，教員の負担軽減を図るスクール・サポート・スタッフの配置を検討します。
・　専門スタッフ等が必要な資質・能力の向上を図る取組を推進します。

３　ＩＣＴの活用や校務支援システムの活用促進

・　全教職員に一人１台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図ります。
・　学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し，共有することで教職員の事務負担を軽減する校務支援システムの活用を推進します。
・　学校でのＩＣＴ活用をサポートする専門的な人材の配置を検討します。

４　地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

・　町内会等とこれまで以上に連携し，地域として児童生徒の登下校や放課後の見守りを行う取組を推進します。
・　学校・地域・家庭が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため，コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用を推進します。
・　地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し，様々な取組を行う地域学校協働活動の体制整備を進めます。

５　学校給食費およびその他の学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

・　学校給食費の未納世帯への対応について，徴収・管理業務の負担軽減策を検討します。
・　教材費などの各種学校徴収金について，徴収・管理業務の負担軽減策を検討します。
・　学校給食費の公会計化について検討します。

Ⅳ．部活動指導に関わる負担の軽減

１　部活動休養日等の完全実施

・　「市立学校に係る部活動の方針」に基づき，部活動休養日や活動時間を設定し，部活動を運営します。
・　テスト期間前や職員会議日の部活動を休止します。

２　外部指導者の活用

・　部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図る部活動地域支援者の活用を推進します。
・　各種大会や練習試合等への生徒の引率も可能な部活動支援員の配置を検討します。

３　複数顧問の効果的な活用

・　一人の教職員に過度の負担が掛からないよう，複数顧問の配置を促進します。

Ⅴ．勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

１　教職員のワークライフバランスの推進

・　管理職や教職員に対して，勤務時間について改めて意識を持って勤務するよう，意識啓発を図ります。
・　定時退勤日を月２回以上設定します。
・　原則１９時までに全教職員が退勤するよう徹底を図ります。
・　１年間当たり５日以上の年次有給休暇の取得を促進します。

２　長期休業期間中における一定期間の「学校閉庁日」の設定

・　各学校が長期休業期間中に学校閉庁日を設定し，教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整えます。

３　勤務時間の客観的な把握

・　教職員一人ひとりの勤務時間を客観的に把握し，教職員の健康管理や業務の見直しに活用します。

４　管理職のマネジメント意識の向上

・　学校教育指導監の学校訪問等での指導助言による学校長のマネジメント力の強化を促進します。
・　管理職の組織管理や時間管理，健康安全管理等のマネジメントに関する意識改革と実践力の向上を図ります。
・　様々な機会を通じ，管理職が自ら勤務時間を意識するよう促し，各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を促進します。

５　学校運営体制の充実

・　「学校経営方針」や「重点目標」等に，働き方改革に関する視点を盛り込みます。

・　学校評価の項目に，業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置づけ，学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進します。
・　職員朝会や会議の縮減，各種会議等のペーパーレス化を促進します。
・　校務分掌や特別委員会等の組織の見直しを進めます。
・　学校行事の精選や内容の見直しを進めます。
・　教職員の勤務時間を考慮し，教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう，児童生徒等の登下校時刻や，部活動，学校の諸会議等の時間を設定します。
・　各学校での取組を推進するため，長時間勤務の縮減に繋がった事例を共有します。
・　教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し，事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

Ⅵ．教育委員会による学校サポート体制の充実

１　調査業務等の見直し

・　学校に発出する調査等を精査し，縮減に努めます。
・　各種団体等からの学校への行事への参加や作品の応募依頼等について，学校現場の負担の解消のため，各種団体等の理解促進を図ります。
・　ＩＣＴを活用した調査の実施など，学校における回答・集計作業等の軽減を図ります。

２　勤務管理に関する各制度の利用の徹底

・　週休日の振替や変形労働時間制度，勤務のスライドの活用の徹底を図ります。

３　保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

・　教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者，地域住民，市役所各部局の理解促進を図ります。

４　関係機関との連携の充実

・　学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう，関係機関等との連携の充実を図ります。

Ⅶ．その他の取組

・　指導主事等を学校に派遣する訪問研修などを行い，教員の負担の軽減に努めます。
・　児童生徒の情報通信機器を使用した問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を図るため，インターネット上における不適切な書き込みなどの状況を確認する取組を実施します。
・　各学校において進めている効果的な取組などの情報を発信します。
・　勤務時間外における保護者や外部からの対応を軽減するため，留守番電話の導入を検討します。

Ⅷ．おわりに

教員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり，教育の質の確保のためにも，保護者や地域を含め，子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を共有し，改善に向けて取り組むことが求められています。

函館市教育委員会としましては，教職員へのアンケート調査の結果などから，学校の取組や教職員の状況を把握し，引き続き本取組に示した事項について，できることは直ちに行うほか，検討が必要なことについては，関係部署等と協議のうえ，具体化します。

また，今後も必要に応じて，学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。